

開 会

委員長 それでは、ただいまから平成18年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いします。

議案の提出

委員長 それでは、日程に従い、議事を進めます。

本日の議題は、報告議案2件、議案12件でございます。

報告第1号

委員長 初めに、報告第1号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 報告第1号「臨時代理による処分の報告について」ご説明申し上げます。

松戸市立常盤平第三小学校教頭の後任人事につきまして、規定によりまして、臨時代理による処分をしたものでございます。

理由としましては、教育委員会会議を開催する暇がなかったためであります。

それでは、後任人事の内容について、簡単にご報告申し上げます。

後任は、松戸市教育委員会生涯学習本部学校教育担当部教育研究所指導主事、大井徹であります。着任年月日は、平成18年5月1日でございます。

後任人事を行った理由について、お話しいたします。

常盤平第三小学校の教頭先生は、昨年度末の人事異動で六実第三小学校教頭より常盤平第三小学校教頭に異動したばかりであったのですが、4月10日に校長に退職を願い出ました。そこで、4月11日、教育委員会に校長、教頭を呼びまして直接面談し、本人の意思が非常に固まっているということで、退職は避けられないものと判断いたしました。4月30日をもって退職するというので、人事を進めました。平成18年度がスタートして、学校が動き出した矢先でありますので、現場の混乱等を招かないためにも、この教育委員会内部から教頭を

着任させることが万全の体制をつくる上で避けられない方法だろうということで、先ほど申し上げました研究所の指導主事を後任の教頭として配置したところでございます。

大井教頭につきましては、経歴といたしましては、松戸の中心校である中部小学校で教務主任として活躍しまして、その功績が認められて教育委員会の指導主事に抜擢されたという経歴の持ち主であります。教育研究所では、主に特別支援教育を担当し、就学指導、教育相談の充実に力を発揮していたと、そういう実力の持ち主であるので、途中での人事異動でもしっかりやってくれるだろうということで後任人事を行ったわけでございます。

簡単ですが、以上です。

委員長 報告第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

本件は報告事項ですが、何かご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長 特にございせんか。

教育長に対する事務委任規則第3条1項による処分ですが、同規則の第3条では臨時代理による処分については、委員会に報告しなければならないとありますが、委員会の承認事項ではありません。しかし、今まで慣例で事後的に承認をいただいていたようですので、ご異議ないものとして、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

報告第2号

委員長 これに関連しますが、次に報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 今、委員長さんがおっしゃられましたとおり、第1号の教頭の退職に伴いまして、表彰規程というのがございますので、松戸市内で校長、教頭で退職した者については教育功労者として表彰すると、そういう規程がございますので、その表彰を行ったという報告が第2号でございます。

1枚めくっていただきますと、5の処分内容というところに書かれておりますとおり、平成18年4月30日付け退職に伴い、松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号により、松戸市教

育功労者として表彰することについて、教育長に対する事務委任規則の規定により、臨時代理により施行したということでございます。

定年での退職につきましても、3月末の教育委員会議で定年退職も校長、教頭についても、こういう表彰ということで教員委員会にかけたと思いますが、今回、4月30日付けの退職ということでございますが、教頭という管理職でございますので、教育功労者として同様に表彰するというものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

第2号につきましては、ただいまご説明いただいたとおりですが、高橋教頭先生については、その次のページに調書がございます。適用項目は一番下に、第1つまり第2条1号による表彰となっております。野田に5年、松戸で8年という勤務業績になりますが、いかがでしょうか。これも第1号と同じ扱いで報告事項ですが、慣例に従い、皆さんのご承認をいただくということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

議案第25号

委員長 次は、議案第25号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

お願いします。

社会教育課長 議案第25号「松戸市社会教育委員の委嘱について」、社会教育法第15条の規定に基づき、別紙のとおり社会教育委員に委嘱する。

提案理由でございます。社会教育委員設置条例の第4条によりまして、任期が2年となっております。本年5月31日をもって満了することでございます。

委員さんは9名全員再任で委嘱したいというふうに考えております。

なお、委員さん9名につきまして、現在まで4期8年を務めていただいている方が3名、3期6年が1名、2期4年が2名、その他2年、3年が3名でございます。

昨年度の社会教育委員会議の開催状況でございます。4回開催させていただきました。会議は、事業報告並びに事業予定、研究会、また、社会教育振興会等の報告等のご協議をいただきました。特に平成16年、17年の2カ年で教育委員会が実施しました平成15年度に市民を

対象に実施しました文化活動の実態調査を踏まえまして、市民の生涯学習を支援していくための今後の方向性についてご提言をいただくべく、ご依頼をいたしました。この提言につきましては、16、17年度の都合8回の協議を重ねていただきました。提言書につきましてはほぼ完成しておりますが、委員長を初め、各委員さんに最後の確認をいただく段階に来ておりますので、間もなくご提言をいただけるというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 議案第25号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入りたいと思います。

いかがでしょうか。

瀧田委員 各方面から9人の委員さんでご活躍のことと思いますが、今、意見書の提言をまとめていらっしゃるということでしたけれども、意見書の提言は教育委員会会議の方にもご提出いただけるときがあるのでしょうか。

社会教育課長 でき次第、翌月の教育委員会会議の方に報告をさせていただきたいと思っております。

瀧田委員 そうですか。よろしく願います。次回ですね。

委員長 聞き漏らしましたが、これは何の提言というふうにおっしゃいましたか。

社会教育課長 市民の生涯学習を支援していくための今後の方向性ということで、ご提言をいただくようになっております。

委員長 ほかに何かありますでしょうか。

全員で9名ですね。委員長は、この中で互選ということですか。

社会教育課長 そうなります。

委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、これより議案第25号を採決いたします。

議案第25号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、議案第26号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第26号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」、松戸市文化財の保護に関する条例第25条の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会委員に委嘱する。

提案理由でございます。本年5月31日をもって任期が満了になります。任期につきましては、2年ということになります。委員さんは7名でございます。6名の方は再任を予定しておりますが、一番下、7番目の佐藤孝之氏が新任でございます。今回退任されます佐藤常雄氏はこの3月まで筑波大教授でございましたが、審議会の会長を平成14年6月から4年間務めていただきました。社会教育課としましては、再任に向け、ご意向をお伺いしましたところ、体調が思わしくないということからご辞退がございました。今回提案させていただきました佐藤孝之氏につきましては、同じ近世史の方でして、お手元に記載のとおりでございます。

文化財審議会の開催状況でございますが、昨年度は2回開催いたしました。17年5月9日付けで教育委員会から諮問いたしました徳川昭武関係資料、これは平成15年3月に市が購入、また寄贈を受けました4,039点の追加指定にかかわるご審議をいただきました。その後、答申をいただきまして、昨年11月10日の教育委員会議において指定の決定をいただいたところでございます。

また、もう1回の18年2月に審議会を開催いたしました。これは、同年の9月に補正予算で取得しました五香8丁目の野馬除土手を現地視察し、また、小金の玉屋、松戸神社等の指定候補3カ所についてご審議をいただきましたが、継続審議となったものでございます。この3件を含む指定候補につきましては、18年度も引き続きご審議いただくようになってございます。

以上が昨年度の開催状況でございます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第26号につきましては、ただいまのご説明のとおりですが、これより質疑、討論に入ります。

お願いします。

この新任の方の年齢を伺ってもよろしいですか。

社会教育課長 52歳になります。

委員長 前の方も佐藤先生とおっしゃいましたね。同じ姓ですよ。その佐藤先生は、何期やっていたんですか。

社会教育課長 平成10年6月から平成18年5月まで、今回、辞退するというので8年間やっていたんです。そのうち4年間は会長としてやっていたんです。

委員長 いかがでしょうか。

瀧田委員 先ほど3カ所の文化財の指定について見送り審議になったということで、3カ所の正式の名称を、もう一度お願いできますか。

社会教育課長 まず、五香八丁目の野馬除土手で、場所から言いますと、五香から来まして高木第二小学校を左に曲がりますと、左側にスーパーのダイエー、今はつぶれてしまったんですけども、大きなダイエーがございまして、その左側、都市計画街路のわきにございます。これにつきましては、一部、まだ全体から見まして、市が大体63%ぐらい買収に入っているんですが、まだちょっと民有地があるというふうなことでございます。

それと、松戸神社でございます。松戸神社につきましては、実は本殿そのものがまだ建立年度が明らかになってございませんが、状態を見ますと、江戸時代中後期の作りではないかと。ただ、何回が地震だとか、そういった形で再建された後があるというふうなところで、もうしばらく調査をしたらどうかというふうな話でございます。場所は、伊勢丹の裏の方という形になります。

それと、玉屋さんですが、小金6号線から旧水戸街道に入りました左側でございますが、やはり江戸時代後期から末期という平屋で大変めずらしい旅籠であると。これも実は大分廊下等を改修した後があるということで、もうしばらく調査をかけてほしいというふうなご依頼がございました。

以上の3件等が、今のところ指定候補ということですよ。

よろしく申し上げます。

瀧田委員 直接は関係ないんでしょうけれども、委員の方で松戸に在住委員は3名で、他市からの委員の方に依頼していますが、地域性等の枠は全くなくて自由なんでしょうか。

社会教育課長 一応、その専門分野で人を集めております。ですから、市内というふうな限定はしてありません。今回、特に、前の佐藤さんが近世だったもので、やはりあらゆる分野の先生に入っていてご審議いただくのが一番よろしいというふうに考えてございますので、今回、博物館の方と相談いたしまして、東京大学の史料編纂所の先生をお願いすることにさせていただきます。

瀧田委員 わかりました。

それからもう一つ、徳川昭武氏の文化財、去年でしたか、伺いまして、大変楽しみにしております。学問的にはそれぞれにご考察が進んでいるのですが、一般的に私どもが比較的身近に文化財に接することができるような企画をなるべく頻ぱんに開催していただきたいと思っております。

社会教育課長 博物館等で収蔵品展等を何年かおきでしたか、来年度もできればやりたいなどというふうに思っていますが、そういったご寄贈いただいたもの等につきましては、なるべく市民の方の目に触れていただくという機会は今後も設けていきたいというふうに思っています。

委員長 いかがでしょうか。質疑、討論等は、これでよろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 これで質疑、討論を終結とし、議案第26号の採決をします。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

議案第27号

委員長 次に、議案第27号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは、第27号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」、説明させていただきます。

提案理由としましては、松戸市スポーツ振興審議会委員の任期は2年で満了となりますが、人事異動のため任期途中の欠員が生じたため、新委員の候補を提案し、お諮りするものです。

お手元の資料の委員名簿をごらんください。

まず、選出団体の千葉県小中学校体育連盟松戸支部からは、ことし4月1日の人事異動で欠員が生じたため、新任で新たに小中学校体育連盟支部長に就任されました佐々木泰彦さんが選出されました。

また、同じく人事異動で健康福祉本部からは、新任で新たに社会福祉担当部長に就任され

ました鈴木貞夫さんが選出されました。

任期は、お二人とも前任者の残任期間の平成19年5月31日まででございます。

以上でございます。

委員長 議案第27号につきましては、ただいまのご説明のとおりですが、質疑、討論をさせていただきます。

いかがでしょうか。

これは前任者の後任の人にあて職をお願いしているという理解でよろしいですか。

スポーツ課長 小中学校体育連盟は塩沢担当部長が前任者でございますして、部長になられましたので、その後、小中学校体育連盟の支部長に佐々木泰彦さんがなられました。

委員長 先ほどは2回とも審議会等の開催回数等を説明いただきましたが、このスポーツ審議会についてはいかがでしょうか。

スポーツ課長 昨年は2回行いまして、まず、7月6日に1回目が行われました。ここでは、17年度の事業計画を中心に、スポーツ課、保健体育課のそれぞれの事業等をご案内させていただきました。出席者は6名です。

それから、2月21日に第2回目を行いまして、出席者は8名で、17年度の事業報告を中心に、案内できる範囲ですけれども、18年度の事業計画をあわせて説明させていただきました。

委員長 その審議の中で特に話題になっているようなことは何かございますか。

スポーツ課長 17年度は特に大きなものはなかったんですが、過去におきまして、スポーツマスタープラン、これは平成14年度に計画したのですが、このときには、事前にスポーツ振興審議会の方から助言をいただいて、スポーツマスタープランを策定したという経過がございます。

委員長 他によろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、質疑、討論を打ち切らせていただき、議案第27号について採決いたします。

議案第27号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、議案第28号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 続きまして、議案第28号「松戸市教育功労者の表彰について」、説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、別紙の教育功労者表彰候補者名簿に記載の体育指導員湯浅マサノさんが本年4月6日に亡くなりましたので、感謝状を贈呈することでお諮りするものです。

提案理由でございますが、湯浅さんは、9期19年、これは2年が1期なのですが、1期の1年目はなかったので2年目に就任されたのですが、19年間、矢切地区の体育指導員として市民運動会への協力、スポーツ教室、あるいは軽スポーツの普及、振興にご尽力いただいております。

また、みずから指導者として資質向上にも努められ、研修会などにも参加され、本市のスポーツ振興に多大な貢献をしていただいたということです。

今回申し上げましたとおり、途中でお亡くなりになりましたが、これまでのご労苦に対して感謝の意を表するというものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長 議案第28号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

いかがでしょうか。

八田委員 何を専門にされていた方だったのでしょうか。

スポーツ課長 この方は、グラウンドゴルフにかなり精通されておりまして、その方面で活躍されておりました。

委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第28号につきましては、これで質疑、討論を終結いたします。

議案第28号をこれより採決いたしますが、議案第28号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

議案第29号

委員長 次に、議案第29号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

公民館長 議案第29号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」、松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、別紙のとおり松戸市公民館運営審議会委員に委嘱する。

提案理由については、松戸市公民館運営審議会委員の任期が平成18年6月2日をもって満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

なお、後任者の名簿については、次ページのとおりでございます。

後任者の任期については、平成18年6月3日から平成20年6月2日まででございます。

以上でございます。

委員長 議案第29号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

願います。

瀧田委員 池田先生は、社会教育委員と両方兼ねていらっしゃいますね。

公民館長 はい、そうでございます。

瀧田委員 こちらは新任なんですね。

公民館長 はい、そうでございます。

瀧田委員 ほかに兼務の方はいらっしゃらないのですか。

公民館長 名簿の小林先生、これも社会教育委員をなさっていただいております。

教育長 それぞれ新任の理由を簡単に説明してくれますか。

公民館長 新任の委員さんが5名ございますので、順次、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、学校教育関係者として池田稔さん。古ヶ崎小学校の校長先生でございます。校長会からの推薦でございまして、小学校の校長先生でもあることから、家庭教育というものについてアドバイスいただけるということで、委嘱をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、社会教育関係者として磯忍さん。青年講座企画委員として青少年会館事業での企画委員としてご活躍していただいております。青少年事業へのご意見がいただけると、こういうことで、委嘱をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、谷奈穂子さん。同じく青少年講座企画委員でございまして、同様の理由で委嘱をさせていただきたいと考えてございます。

次に、家庭教育の向上に資する者として、野村義さんが新任でございます。野村義さんは、元小学校校長をされておりました、松戸市の社会教育指導員をしていただいております。校長先生としての長年の経験から、子供の成長と教育のあり方についての造詣が深い。このようなことからご提言がいただけるということで委嘱をさせていただきたいと考えております。

最後になります。小松佳代子さんについては、学識経験者として、流通経済大学の助教授として、公民館との連携にご協力いただけること。それに、専門が教育学でございまして、人と人がかかわることで、人はどのように変わり得るのか、また、人が他者とともに生きていくとはどういうことなのか、このようなことをご研究なさっていらっしゃいます。これらの研究を踏まえ、ご提言がいただける。このようなことから委嘱をさせていただきたいと、考えておるところでございます。

以上でございます。

委員長 それぞれふさわしい方を選んでいただいていると思います。

昨年は、どんな感じで運営審議会というのは開催されていますか。

公民館長 昨年度は、3回ほど審議会を開催させていただきました。公民館と地元大学との連携のあり方についてご審議いただきました。18年3月末に、公民館と地元大学との連携のあり方についてということで、ご提言をいただいたところでございます。

委員長 公民館の利用状態はどんなものですか。

公民館長補佐 施設の利用につきましては、従前とそれほど変わらない形で活用されております。なお、公民館は矢切に、あと、青少年会館は新松戸にございますが、それぞれ、その場所から全市民に向けて講座を提供するため、女性センターですとか、市民劇場とか、六実市民センター、新松戸市民センターなどいろいろなところに出かけて行って講座を開いております。今一番元気なのは高齢者の皆さんで、非常に学習意欲を見せて、いろいろな場面で学習しておられます。

あと、私どもの方で力を入れなければということで、家庭教育関係の講座等も開いております。昨年は中学生の保護者を対象とした家庭教育講座というものを開き、これは大勢の方に参加いただきまして、今後も継続していきたいというふうに思っております。働き盛りの特に男性の皆さんは、夜に講座を設定してもなかなか来てくださらないという状況があります。

そんな状況でございます。

委員長 そうすると、先程の議案第25号で社会教育委員の委嘱をお願いしたときに、市民の生涯学習についての報告書をお出しになると考えているということでした。これも社会教育との関係があるわけですか。

公民館長補佐 館長の方で申し上げるところですが、今度の新しい委員さんには、改めて公民館事業の全体見直しというか、枠組みを一緒に検討していただければと思っております。前回は、地元大学との連携ということでご提言をいただきましたが、今後、団塊の世代の地域参加ですとか、家庭教育の問題など、重点として今までも取り上げてございますけれども、その辺、どういう視点で取り組んでいったらよいか今一度検討できればと思っております。

委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかに何か。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、以上をもちまして、議案第29号に関する質疑、討論は終結とさせていただきます、同号につき採決いたします。

議案第29号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

議案第30号

委員長 続いて、議案第30号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

公民館長 議案第30号「松戸市教育功労者の表彰について」、松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定により、次の者に感謝状を贈呈する。

氏名が三輪多恵子様でございます。

提案理由については、松戸市公民館運営審議会委員として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

なお、功績等の概要については次ページ、松戸市教育功労者表彰推薦調書のとおりでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

八田委員 この三輪さんは、関係はどちらでしょうか。社会教育の関係でしょうか、学校関係の方ですか。

公民館長 三輪さんは、元小学校の校長先生でございます。そのほかに、公民館の社会教育指導員としてご活躍していただいたところです。

委員長 したがって、規則第2条の第1号ではなくて、第5号の委員としての表彰であるということですね。

公民館長 そのとおりでございます。

委員長 元校長先生ですが、教育の面での表彰ではなくて、委員会、審議会の委員として功績があったという意味での表彰です。

いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第30号につきましては、これで質疑、討論は終結とさせていただき、議案第30号の採決をいたします。

議案第30号につきまして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

議案第31号

委員長 続きまして、議案第31号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

図書館長 議案第31号について、ご説明申し上げます。

松戸市教育功労者の表彰でございますが、このことは、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第3条の規定によりまして、別紙に掲げる方々に感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由につきましては、財団法人松戸市おはなしキャラバン理事としての尽力に感謝の意をあらわすためでございます。

次のページをごらんいただければありがたいのですが、まず、お一方は杉本景子氏でございまして、杉本さんは、平成13年度から5カ年にわたりまして理事をお務めいただいた次第でございます。

それから、もう一方、松丸美枝さんでございますけれども、こちらの方も同様でございまして、今回、退任いたすということでございます。そういうことを含めまして、お二方に対しまして感謝状を贈呈いたしたいということでございます。

なお、財団法人おはなしキャラバン、これについての理事会の開催状況でございますけれども、こちらの方は、大体年2回から3回ほど開催させていただいております。平成17年度の実績で申し上げますと3回ございました。これは、民法上の規定によりまして、予算を審議するとき、それから、決算を認定するとき、最低年2回は開催することになります。昨年度は3回あったということでございますけれども、おはなしキャラバンの事業見直し等々が今話題になっておりますので、そのようなことを含めまして、臨時の理事会を開催させていただきました。そういうことでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 議案第31号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

いかがでしょうか。

せっかくですから、おはなしキャラバンそのものの活動状況についてお話ししていただけますか。

図書館長 概略を申し上げたいと思います。

財団法人おはなしキャラバンは、設立されましてからことして26年目を迎えます。この間、巡回お話し会というものを中心にいたしまして、市内随所で子供たちあるいは保護者を対象にいたしまして、人形劇あるいは絵本の読み聞かせ、そして紙芝居、あるいはストーリーを布の巻物に書いたものがありまして、これは絵巻物と称しておりますけれども、こういうような道具を使いまして、子供たちにお話の楽しさ、お話によって子供たちがいろいろと情緒豊かに成長していただく、ひいては読書に対する興味、関心を持っていただく、そういうようなねらいのもとに26年間取り組みをさせていただいております。

昨今は児童数も大分激減いたしておりますが、その活動の過程で職員の数もふえてきていたということもありまして、(いろいろ事業経費ですね、人件費になりますが、)そういうものの見直し等も指摘されております。そういうことを踏まえまして、事業の見直し等を含

めて新たな取り組みを展開していきたいということでございます。見直しの概要を申し上げますと、今までは小学校等々の中での活動ということは人形劇等を中心にしては若干あったのでございますけれども、最近絵本の読み聞かせであるとか、あるいは児童書の読み聞かせももちろん入りますけれども、あるいは保護者の方々に児童の本に関する情報を提供いたしまして、親御さんたちがどんな本を読んで聞かせたらいいか、どのように読めばいいか、そういうことも含めまして、ことしから小学校の方にもテストケースといたしまして何校かの学校で一緒に取り組みをしていただこうと、そういうことで現在事業に取り組んでいるところでございます。

それともう1点は、昨今のケースとしては、ボランティア志向の方が大変ふえております。いろいろなお話にしても、人形劇につきましても、そういうボランティアを志向される方がいらっしゃいますし、ボランティア活動をなさる方もいらっしゃいます。そういう方々のための講座あるいはその方々が活躍できる、そういうような場面、機会を確保していきたいと、そういうことを含めまして事業の見直しに取り組むをさせていただこうと。コストにつきましては人件費が中心でございますので、なかなか削減するのは難しいわけでございますけれども、かなりいろいろな取り組みをした結果、少しずつ改善の方向に向かっていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 詳しい説明をありがとうございました。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 議案第31号についての質疑、討論はこれで終結とし、採決いたしたいと思っております。

議案第31号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

議案第32号

委員長 続きまして、議案第32号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

学務課長 議案第32号「松戸市学区審議会に対する諮問について」、ご説明申し上げます。

この議案は、松戸市学区審議会に対しまして、旧古ヶ崎南小学校に係る学区の再編について諮問いたしたく、提案をするものでございます。

提案理由ですが、平成16年10月1日に開催しました松戸市学区審議会におきまして、松戸市立古ヶ崎南小学校の児童につきましては、古ヶ崎小学校以外の学校への就学希望者が見込まれるということから、一、二年、保護者の選択状況を見た上で、もう一度、学区を考えるのがいいのではないかという意見が付されましたので、それを受けまして、平成17年度及び今年度、平成18年度の新1年生の入学状況並びに在校生の在籍状況等の把握ができましたので、学区再編の方向性が見えてきたことによりまして、学区審議会に対して諮問するものでございます。

諮問事項ですが、次ページにございますが、松戸市立古ヶ崎小学校に係る学区の変更について、松戸市立古ヶ崎小学校の学区の一部を松戸市立中部中学校及び松戸市立北部小学校の学区に変更する。

2、変更時期及び学年についてですが、平成19年度から入学する新1年生及び転入児童を対象とするという諮問をいたしたいと思っておりますのでございます。

それでは、古ヶ崎南小学校の学区再編についてご説明申し上げたいと思っておりますが、お手元の資料で説明していきたいと思っております。

旧古ヶ崎南小学校に係る学区の再編についてということで、下にページが打ってあります。1ページから7ページまであります。その次に、資料として1から4までありますが、6ページまで、ここは数字であらわしたもので、また、17年度、18年度の状況をまとめたものが6ページまでございますが、7ページの図で説明した方がわかりやすいと思っておりますので、この図の方から説明をしていきたいと思っております。

まず、7ページ、現在の古ヶ崎小学校の学区ということですが、古ヶ崎南小学校、今はもう廃校になっているわけですが、この学校が昭和57年に開校したときには、その水色の部分でありますように、旧古ヶ崎小学校の一部、旧北部小学校の一部、旧中部小学校の一部、これを学区として古ヶ崎南小学校が開校したわけなんです、16年度末をもって廃校ということになりましたので、今現在は、古ヶ崎南小学校の学区はすべて古ヶ崎小学校の学区に編入されているわけです。

ただし、この水色の部分の子供の状況を一、二年、よく状況把握した上で、もう一度、学区を考え直した方がいいのではないかというのが16年10月の学区審議会の答申でございました。

そこで、教育委員会としましては、17年度、18年度と、この状況を把握してきたところでございます。

それでは、その次の資料1というのをごらんいただきたいと思います。

これは、古ヶ崎南小学校の学区を拡大した図でございますが、昨年度の新1年生が、要するに廃校になってすぐの新1年生がこの地区に住んでいる1年生がどこの学校に入学したかというのが資料1でございます。

まず、この学区を先ほど説明しましたように旧古ヶ崎の学区、北部の学区、中部の学区と、この3つの学区で状況を検討いたしました。

まず、旧古ヶ崎小学校学区、この範囲に住んでいるお子さんがどこの学校に入学したかというのが、四角と三角と二重丸であらわしているものですが、四角が古ヶ崎小学校に入学した子供です。三角は北部小学校、二重丸は中部小学校ですが、この地区の子供につきましては、やはり旧古ヶ崎小学校の学区に住んでいる子供は、古ヶ崎小学校に入学した子供が、この地図でわかりますように非常に多かったというものでございます。真ん中は旧北部小学校の学区の範囲ですが、三角が北部小学校に入学した子供でございます。中には四角とかがあ
るわけなんです、やはり大部分の子供が北部小学校に入学しております。その下の中部小学校学区のところ、二重丸が中部小学校に行った子供ですが、やはり中部小学校に入学した子供が多くなっています。これが昨年の4月の新入生の状況でございます。

資料2を見ていただきたいと思います。

それでは、廃校になった古ヶ崎南小学校の在校生がどの学校に移籍したかということであり
ます。要するに、17年4月には古ヶ崎南小学校が廃校になるわけですから、その学校の2
年生から6年生まではほかの学校に当然移籍しなくてはならないわけですが、それも旧の3
学区で調べましたところ、先ほどの1年生の状況と同じように、古ヶ崎の学区の子供はやは
り大方古ヶ崎小学校に移籍しております。北部の学区の子供は、やはり北部に移籍してあり
ます。中部の学区の子供は、中部と北部、三角印が北部なんです、在校生につきましては、
正直なところ、中部の学区につきましては、北部に移籍したという子供もいるわけですが、
これは、やはり在校生ですので、友達関係とか、友達が北部小学校に行くので自分も北部小
学校にというふうなこともあるかと思えます。

ただし、この中部小学校の学区を見ていただきますと、これはちょうど三郷の有料道路、
それからおりてきたところの古ヶ崎の五嵯路のところがかかわってくるわけなんです、こ
この学区から北部小学校に行くためには、古ヶ崎の五嵯路を横断しなくてはならないという

通学路上の問題点等は残るかと思いますが、在校生につきましては好きな学校にということですので、北部小学校に行った子供も事実としてはいたということでございます。これが17年度、昨年度の状況でございました。

今年度の新入生の状況、これが資料3でございます。

18年4月の新1年生がどこに行ったかということですが、やはり、昨年の新入生と同じように、古ヶ崎の学区の子供は古ヶ崎小学校、北部の学区の子供は北部小学校、中部の学区の子供はやはり中部小学校というふうに入っているという状況がつかめてきたわけでございます。

こういう状況でありますので、16年の学区審議会の答申でもう一度見直した方がいいと。一、二年状況を見て見直した方がいいということでもありますので、古ヶ崎南小学校ができる前の旧の学区に戻してあげることによって、そう混乱なく学区が確定していくのではないかとこのように考えたわけでございます。

最後の資料4、これがそういうふうに以前の学区に戻した場合は学区がこうなりますよということを示したのが資料4でございます。要するに、北部小学校の学区がその部分多くなる。中部小学校の学区もその部分多くなると。古ヶ崎小学校の学区につきましては、今現在は水色のところは全部古ヶ崎小学校の学区ですので、北部と中部の分が削られるということになるわけですが、こういうような状況がありますので、この状況把握によりまして、学区審議会を開いて、こういうような方向でいきたいというふうなことで諮問しまして、そして、これは諮問するわけですので、学区審議会で十分検討していただいて、そして答申をもらおうと、そういう運びを考えております。

それで、諮問いたしましたら、各この地区にかかわる町会長さんに対する説明、また、この地区に対する住民への説明会等も開きまして、そこでの意向等も把握した上で、最終的に学区審議会の答申をいただきたいというふうに思っております。

まだ時期については決定しておりませんが、来年度の1年生の入学に合わせてということになりますと、やはりことしの夏休みぐらいいまでに答申をいただければ、それからの事務によって来年の新1年生には新しい学区での学校ということで入学通知書の発行もできるかと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第32号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入りたいと思います。

お願いします。

学務課長 補足でよろしいでしょうか。

実は、こういう方向性がまとまりましたので、この地区にかかわる地区長さんが3名いらっしゃるんですが、本町地区の地区長さん、明第1地区、明第2地区、この3地区がこの学区にかかわるわけですが、その3地区の地区長さんには、今お話ししたような状況を説明してまいりました。そして、この地図でお話し申し上げましたところ、非常にうまく分かれてくれていると。旧の学区で大方の子供が旧の学校に進んでくれているということで非常にわかりやすいし、そういう方向でやるのがいいのではないのかというふうな、そういうお話はちょうだいしております。

そして、いずれにしても、学区を変えるということですので、やはり慎重に慎重を期した方がいいということで、町会長さんへの説明とか住民への説明等を十分やった上でやっていきなさいというふうな、そういうご助言はいただいているところでございますし、教育長からもそのあたりは十分慎重に事を運ぶようにというふうな、そういう指示は得ているところでございます。

以上です。

委員長 統廃合につきまして、いろいろ関連した事項を議論いたしました。その流れの中でこの見直しもあったわけで、今日、それが議題になったわけですね。そういう意味で、この分析はわかりやすいと思います。

今後の進め方についても、ただいまご説明のとおりで、ここで議論してきたことと一致するような進め方ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

このカラーのプリントの地図にある四角、三角、丸は、すべてお子さんがお住まいになっている家の場所というふうに理解してよろしいわけですね。

学務課長 これは、事務方の方で苦労してつくった地図なんですけど、地番等を調べまして、地番をそこにそういう印で落としていったということで、いいかげんに三角や四角が打ってあるわけではありません。子供の家という意味で、こちらで把握できる範囲で、この家、この家、この家までは行くかどうかわかりませんが、そのあたりだろうということで落としてあるものでございます。

委員長 極めて説得力があります。

瀧田委員 移籍者又は、新入生に関しては、赤いマークで大変よくわかります。学区の面積の

点で気になることがあります。中部小学校区の面積は比較的狭く感じますし、在校生を見ても、多くはなっていないという感じですよ。今、児童数は433名ですか、それで多少不均衡であるという北部小学校が760で中部小学校が433という数を拝見しましたけれども、今後、松戸の中心部である中部小学校のこの範囲の中で、生徒数の増加の見込みはどののでしょうか。今の時点では特に問題ないかもしれませんが、中部小と北部小との学区面積を考慮する必要が出て来るのか、どういうふう to 今後考えていったらよろしいのでしょうか。

学務課長 確かに、この古ヶ崎南の学区につきましては、北部小学校にかかわる部分というのが一目瞭然、これを見てもおわかりかと思えます。そういうような状況もありますが、人数的にはそういうような表に示してあるとおりなんです、ここをこうやって学区を3分割した場合に、古ヶ崎小学校、北部小学校、中部小学校はこれからどうなるのかというのを考えたときに、まだこの中には16年と17年と18年の人数しかないわけなんです、松戸市全体を見ましても、子供の数というのは多少ふえる年もあるんですが横ばいというふうなことで、中部小学校につきましては、中部小学校の学区のほんのこの部分は一部ですので、もっと駅周辺とかというふうな、あのあたりの方は、これからの開発というふうなこと。この三角地帯といいますか、このところにもマンションとかが建設されてはいる部分も事実ございません。

こういうふう to 学区を分けたとしても、ある学校が非常に人数が減るとか、ある学校が非常に大きくなるとか、そういう適正規模から見て不均衡を来たすようなことはないだろうなというふうにはとらえております。

教育長 この3校のピーク時の児童数は今わかりますか。

学務課長 今はちょっとわからないんですが。

教育長 多分、北部、古ヶ崎南、中部じゃなかったかな。もともとのピーク時の児童数というのは、北部小学校が一番多かった。学区も広いし。

瀧田委員 学区が広いですものね。もとに戻しても。

教育長 大体こういう分布になれば、最初と変わらないじゃないかという話で、妥当な水準じゃないかというのがわかる。北部小学校は1,600ぐらいいたんですよ。

学務課長 ピーク時ということから言いますと、今は市内でも3校廃校される前、松戸市内で一番小さい学校というと、根木内東とか、新松戸西とか、古ヶ崎南というのがあったんですが、そういう一番小さい学校でもピーク時というのは、今もお話がありましたように1,000人を超えるぐらいの規模がございましたので、学区再編をしてこうなったにしても、ピーク

時から比べれば、本当に半分以下どころかもっと少ない状況です。

教育長 私が言っているのはそうではなくて、このころの3校の比率がどうだったか。

瀧田委員 私は、別に人数が少ないから問題だということを言っているわけではないので、少人数制の2クラスぐらいずつしかできない学校でも、その学校としての特徴を上手に出してくだされれば良いことで、中部小学校は陸上だったでしょうか、スポーツでも強かったような気がしますし、成果が出てくれば、それは全然問題ではないんですが、ちょっと学区の面積的に不均衡が視覚に入ったものですから、質問しました。

どうぞ温かく、長期的な視野で1つずつの学校が伸びていくように支援してあげていただきたいというのが私の気持ちです。

八田委員 議事録を読んでいなかったんですけども、別紙の1ページの経緯のところなんですけど、16年9月のときに保護者の集いでもって意見が出されましたね。それから、この10月に審議会で要望書を出されているのがありましたのに、附帯の意見が出されたのに、同年の10月にこの教育委員会において編入する議案を可決するというはということですか。どういうことが行われたのですか。初めてなものですから、少し説明いただけますか。この経緯のことなんですけど。

学務課長 こういうふうに解釈してよろしいでしょうか。16年9月のところで、廃校される小学校ができる以前の学区に戻していただきたいと、そういう要望書が出されたんですけども、16年10月の教育委員会会議において、古ヶ崎小学校の学区に編入するということが決まった。その経緯はということでございますか。

八田委員 審議会でもって、一応、附帯が出されている、意見が出されていますね。それでもって、その続きでしょうか、この教育委員会会議でそのまま議案を可決するというはということでしょうか。

学務課長 以前の学区に戻していただきたいという要望書が16年9月29日付けで出ました。それで、16年10月の学区審議会では、まずその答申の内容といたしますのは、古ヶ崎南小学校の学区は古ヶ崎小学校の学区に変更しますという答申、これが一番の骨の部分でございます、それに附帯意見といたしますか、一、二年、状況を見た方がいいんじゃないかという意見が出たということで、答申の内容については古ヶ崎小学校の学区に編入するというのが答申でいただいたものでございます。それを受けまして、教育委員会会議でそのとおりに可決したということでございます。

八田委員 わかりました。

委員長 本日の議題としては、これを学区審議会に諮問としてお出しするということを決議していただくということになります。ただいまいろいろ意見が出ましたのを添えて学区審議会にお伝えし、そこで十分意見を出していただいて、どういうふうにするのがいいのか結論を出していただき、それがここにまた戻ってくるということになります。統廃合のときにいろいろありましたので、その意味では、そこから我々が学んだ教訓もいっぱいあります。先ほど、課長からお話があったように、やはり住民の皆さんに説明をよくして、こうしたらいいんじゃないかという意見を伺いながら最終的に決めていくということが、そこから学んだ1つの方法だと思います。

ということで、議案第32号につきましては、これで質疑、討論を終結とさせていただきます。

それでは、議案第32号の採決に入ります。

議案第32号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

あと議案が4件ほどありますが、教育委員会会議の規則によりますと、会議は5時をもって終了するとあります。したがって、残り時間があと十数分ですので、場合によっては5時を過ぎても延長するというを事前にご了承願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議案第33号

委員長 それでは、議案第33号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第33号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」、学区審議会条例の規定によりまして、別紙の者を審議会委員に委嘱するということでございます。

簡単に申し上げますと、学区審議会委員が人事異動等により異動しましたので、その部分について新しく学区審議会委員の候補者を挙げたというものでございます。

別紙に氏名が載っておりますが、学区審議会委員の1号委員、2号委員というふうに分かれています。1号委員は知識経験者代表ということで、市の総務企画本部長をあてるというふうなことになっておりまして、本部長の異動がありましたので、新しく中島本部長を学区審議会委員にするというものでございます。

2号委員の学校長の代表、これも校長会の会長、副会長をあてるということになっており
ましたので、会長、副会長の異動がありましたので、新しい会長、副会長、山内先生と中田
先生を学区審議会委員にあてるというものでございます。

以上です。

委員長 議案第33号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑と討論に入りたいと思います。

お願いします。

これもあて職ですので、特にここで審議するという事でもないですね。

ということですので、これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

議案第34号

委員長 続きまして、議案第34号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改
定する訓令の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 通学区域に関する規程の一部改正する訓令の制定について、提案申し上げます。

これは、字の区域及び名称の変更があったためということで、要するに、地番変更があり
ましたので、この通学区域に関する規則、これは、その後ろに載っておりますように、何々
小学校はこういう区域ですというものが細かく地番として載っているものが通学区域に関す
る規程というものでございます。それで、その地番が変更になった。学区は変更にはなっ
ておりませんが、地番が変更になったので、この規程も変更せざるを得ないというものでござ
います。

それで、後ろの方に地図を載せておりますが、1つは、稔台地区で稔台1丁目、2丁目と
いうふうに新しく地番が設けられました。ですので、ここの学区に関係する学校としまして
は、稔台小学校、寒風台小学校、第六中学校、河原塚中学校がありますので、その学区の地
番の変更をしたというものでございます。

その次であります、日暮8丁目というふうに日暮地区の地番が変更になりました。ここ

に關係する学校は、河原塚小学校と河原塚中学校でございますので、やはり同じように地番を変更した規程にすると、そういうものでございます。学区の変更は一切ございません。

以上です。

委員長 議案第34号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

いかがでしょうか。

全部で5つの小中学校についての変更になりますね。ただ、形式的な地番変更だけであって、実質的な変更はなく、条文の文言の改正ということのようです。よろしゅうございますね。

それでは、議案第34号につきましては、質疑、討論を打ち切りまして、採決としたいと思います。

議案第34号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

議案第35号

委員長 続いて、議案第35号「松戸市就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

教育研究所長 議案第35号「松戸市就学指導委員会委員の委嘱について」でございます。ご説明申し上げます。

就学指導委員会につきましては、年度末の人事異動に伴い、15名の構成委員のうち5名の委員が欠員となりました。よって、条例の規定に基づきまして、新たに5名を委嘱することをお諮りするものでございます。

新たに委嘱したい委員の方々ですけれども、各分野を代表される専門性豊かな方々でございます。別紙のリストの方のアンダーラインを引いたところの委員でございますが、第1号委員、泉澤導男委員につきましては教育委員会の事務局職員でございます。第2号委員、戸室明委員につきましては特殊学級設置校校長代表でございます。第3号委員、菅野敏昭委員につきましては、同じく特殊学級設置校の教頭でございます。第5号委員、山本邦晴委員につきましては養護学校校長等の学識経験者、つくし養護学校の校長でございます。最後の第

6号委員、小貫とく委員につきましてはこども発達センターの職員で、施設長をされている方でございます。

以上、5名の委嘱について、よろしくお願ひいたします。

委員長 議案第35号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

別添2というところに資料がございまして、条例が添付されております。第4条に、任期は2年とあります。新規委員の方は、あて職と見て、前任者の残り期間が任期となると理解してよろしいですね。

教育研究所長 はい、そうでございます。

委員長 いかがでしょうか。特になければ、議案第35号につきましては、質疑、討論は打ち切りたいと思います。

それでは、議案第35号の採決に入ります。

議案第35号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

議案第36号

委員長 続いて、議案第36号「教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び平成19年度使用教科用図書の採択に関する一般方針の承認について」を議題とします。

ご説明願います。

指導課長 議案第36号「教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び平成19年度使用教科用図書の採択に関する一般方針の承認について」、ご提案申し上げます。

教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び平成19年度使用教科用図書の採択に関する一般方針について、承認を求めるものであります。

平成18年5月11日提出、松戸市教育委員会教育長、斎藤功でございます。

提案理由につきましては、そこに書いてあるとおりでございますけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、平成19年度使用にかかわる学校教育法第21条及び第107条に規定する教科用図書について、東葛飾教育事務所管内の西部地区の各教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行うた

め、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の設置及び当該協議会規約並びに平成19年度使用教科用図書の採択に関する松戸市の一般方針の承認を求めますので、よろしくお願いたします。

規約及び一般方針について、補足説明をさせていただきたいと思ます。

規約につきましては、昨年度から東葛飾の採択地区が西部採択地区と東部採択地区に分かれておりまして、松戸市は野田、流山と東葛飾西部採択地区協議会を設置することになります。東葛飾西部採択地区協議会の規約は、昨年度と変わりありません。今年度の事務局は、野田市になります。

また、この西部採択地区協議会に、松戸市は、委員として教育長、それから教育委員の方から2名及び校長、教員、保護者代表それぞれ1名が委員として出席していただくこととなります。

次に、平成19年度使用教科用図書の採択に関する松戸市の一般方針であります、これにつきましても、昨年度と変更はありません。平成19年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、施行令第14条により、小学校及び中学校の教科用図書は4年間は同一教科用図書を採択することになっておりますので、19年度は平成18年度と同一の教科書を採択していただくこととなります。

ただ、107条本につきましては毎年採択していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

委員長 議案第36号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入ります。

中身についてですが、いかがでしょうか。先ほどのご説明では、実質的に変化はないということですが、しかも、教科書については4年に1回です。今回はありませんが、107条本については毎年採決する必要があるという意味で、これを本日お諮りするわけですね。

特に大きく変化したところはないと思ます。しかも、これは昨年度も議論している内容ですから、特になければ、これにて議案第36号について質疑、討論を打ち切りたいと思ます。よろしいですか。

それでは、議案第36号について採決いたします。

議案第36号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上です。

その他に移りますが、何か特にございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 特になければ、次回の教育委員会会議の日程について、事務局にお考えはございますか。

事務局 それでは、平成18年6月定例会でございませけれども、議会の関係で変則になって大変恐縮でございませけれども、6月15日木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は、6月15日木曜日午後2時から教育委員会5階会議室ということで提案がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成18年5月定例教育教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員